



2023年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社 宮崎太陽銀行
代表者名 取締役頭取 林田 洋二
(コード番号 8560 福証)

問合せ先 常務取締役総合企画部長 上野 哲弘
(TEL 0985-24-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 2022年11月30日付でA種優先株式のすべてを取得して公的資金を完済し、併せて取得した当該優先株式のすべてを消却したことに伴い、発行可能株式総数を減ずるとともに、A種優先株式に関する規定を削除するものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の繰上げなど、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は2,100万株とし、普通株式、 <u>A種優先株式</u> 、第1回B種優先株式、第2回B種優先株式(以下、併せて「B種優先株式」といい、第1回ないし第2回B種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合は「各B種優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は、それぞれ2,100万株、 <u>2,100万株</u> 、100万株、100万	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は2,100万株とし、普通株式、第1回B種優先株式、第2回B種優先株式(以下、併せて「B種優先株式」といい、第1回ないし第2回B種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合は「各B種優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は、それぞれ2,100万株、100万株、100万株とする。

現行定款	変更案
<p>株とする。</p> <p><u>第2章の2 A種優先株式</u> (A種優先配当金)</p> <p><u>第12条の2</u> ～ (条文省略) (株式の分割又は併合及び株式無償割当て)</p> <p><u>第12条の9</u></p> <p><u>第2章の3 B種優先株式</u> (B種優先配当金)</p> <p>第12条の10 当銀行は、第35条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、各B種優先株式1株につき、各B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、各B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「B種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して第12条の11に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(B種優先中間配当金)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第2章の2 B種優先株式 (B種優先配当金)</p> <p>第12条の2 当銀行は、第35条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下、「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下、「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、各B種優先株式1株につき、各B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、各B種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「B種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(B種優先中間配当金)</p>

現行定款	変更案
<p>第12条の<u>11</u> ~ (条文省略) (譲渡制限) 第12条の<u>17</u> (優先順位) 第12条の<u>18</u> <u>A種優先株式及びB種優先株式</u>に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p>	<p>第12条の<u>3</u> ~ (現行どおり) (譲渡制限) 第12条の<u>9</u> (優先順位) 第12条の<u>10</u> B種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p>

3. 日程 (予定)

定時株主総会開催日 2023年6月23日(金)

定款変更の効力発生日 2023年6月23日(金)

以上